

特 記 事 項
<p>省令40号適用に伴い、中間検査が必要です。</p>

消 防 用 審 査 ・ 指 導 欄

**※消防用設備等設置計画書提出以後、工事及び使用開始までに提出しなければならない届出**

<b>工事整備対象設備等 着工届出書</b>	消防法第17条の14、及び三田市火災予防条例第46条の2の規定により、工事着工10日前までに消防長へ2部提出すること。
<b>消防用設備等工事計画届出書</b>	
<b>消防用設備等設置届出書</b>	消防法第17条の3の2の規定により、工事完了日から4日以内に消防長へ2部提出すること。
<b>防火対象物使用開始届出書</b>	三田市火災予防条例第46条の規定により、使用開始7日前までに消防長へ2部提出すること。また、住宅用防災機器設置義務のある防火対象物については、機器の設置位置が図示された平面図を添付すること。

※ お問い合わせ先 三田市消防本部予防課 TEL 079-564-0119
---------------------------------------